

要求水準書（案）の修正箇所（新旧対照表）

通番	資料	元の頁	項目名	修正前	修正後
1	要求 水準書 （案）	i	用語の定義 本施設	新設施設、仮設施設及び既存施設の全てをいう。	新設施設、外構、擁壁、水路、道路、仮設施設及び既存施設の全てをいう。
2		i	用語の定義 新設施設	記載なし	新斎場等をいう。詳細については、本書 表2-6 新設施設の施設要件による。
3		iii	参考資料 参考j	記載なし	P C B分析調査結果
4		4	(9) 事業期間に市が継続して行う業務	(9) 事業期間に市が継続して行う業務 市は、Ⅱ期工事期間を除く事業期間中に以下の業務を行う。 ア 動物火葬受付業務 イ 火葬料金徴収業務 ウ 動物炉運転業務 エ 動物炉維持管理業務	(9) 事業期間に市が継続して行う業務 市は、Ⅱ期工事期間を除く各事業期間中に以下の業務を行う。 ①契約締結日～令和7年3月 ・人体、動物火葬受付業務 ・火葬料金徴収業務 ・人体炉、動物炉運転業務 ・人体炉、動物炉維持管理業務 ②令和7年4月～令和10年5月 ・動物火葬受付業務 ・火葬料金徴収業務 ・動物炉運転業務 ・動物炉維持管理業務
5		4	(11) 事業スケジュール	令和10年6月1日 の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。 なお、事業提案書により④引渡し（新設施設及び外構）、⑥供用開始日及び ⑧引渡し（本施設全体）を以下に記載の日付より早くした場合は、その期間とする。	令和10年6月1日 の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。
6		5	表1 事業スケジュール	⑦既存獣し棟解体工事・獣し棟用仮設管理事務所撤去	⑦既存獣し棟解体工事・獣し棟用仮設管理事務所撤去・外構整備
7		5	表1 事業スケジュール 欄外	記載なし	※④引渡し（新設施設及び外構）には新斎場の供用を開始するために必要な擁壁、水路、道路の整備等を含む。
8		7	8 実施体制等 (2) 共通事項	記載なし	(ク)本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）の制度内容を準用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。
9		11	(5) 地盤等の状況 ウ 地中障害物の状況	本敷地には、煙突基礎・杭および煙道やコンクリートガラ等（以下、「基礎等」という。）の地中障害物が残存していると考えられる（「参考d 地中障害物位置図」、「参考e 既設図面」参照）。これらの基礎等は原則としてすべて撤去すること。ただし、最終的な基礎等の撤去範囲は、市との協議により確定するものとする。なお、市との協議結果に基づいて基礎等を残置した場合、残置した基礎等に応じた撤去及び処分に関する費用を減額するものとする。	本敷地には、煙突基礎・杭および煙道、地下埋設油タンクやコンクリートガラ等（以下、「基礎等」という。）の地中障害物が残存していると考えられる（「参考d 地中障害物位置図」、「参考e 既設図面」参照）。これらの基礎等は原則としてすべて撤去すること。ただし、最終的な基礎等の撤去範囲は、市との協議により確定するものとする。なお、市との協議結果に基づいて基礎等を残置した場合、残置した基礎等に応じた撤去及び処分に関する費用を減額するものとする。
10		13	表2-6 新設施設の施設要件 配置	敷地東側（現在の斎場棟付近）	主に敷地東側（現在の斎場棟付近） ※敷地東側以外に部分的に建物が配置される提案も可とする。
11		13	表2-6 新設施設の施設要件 告別収骨室	12室以上 ※ただし、可能な限り火葬炉1基に対して、1室の部屋を設けること。	12室以上 ※ただし、可能な限り火葬炉1基に対して、1室の部屋を設けること。なお、全ての告別収骨室を1炉に対して1室とする場合、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を1室設けること。また、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとする。
12		13	表2-6 新設施設の施設要件 待合室	20室以上	20室以上 ※ただし、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を1室設けること。なお、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとする。

通番	資料	元の頁	項目名	修正前	修正後
13	要求水準書 (案)	13	表2-6 新設施設の施設要件 駐車場	一般車両：70台以上（車いす用5台以上含む） マイクロバス：20台以上 サービス・職員用：10台以上 動物炉利用者用：4台以上（車いす用1台含む）	一般車両 （人体火葬用）：70台以上（車いす用5台以上含む） （動物火葬用）：4台以上（車いす用1台含む） （業者・職員用）：10台以上 マイクロバス：20台以上
14		14	表2-7 新設施設の部門ごとに設ける室等	管理部門 中央監視室	火葬部門 中央監視室
15		20	(3) 構造計画	記載なし	コ 建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」における耐震クラスをSとした場合の性能水準とすること。
16		20	(5) 配置・動線計画 ア 配置計画	(ア) 新設施設は、原則として、事業地東側の立地とする。	(ア) 新設施設は、主に事業地東側の立地（現在の斎場棟付近）とする。 ※ただし、事業地東側以外に部分的に建物が配置される提案も可とする。
17		27	イ 電気設備計画 (オ) 発電設備	記載なし	・コージェネレーションシステムは非常時の停電対策だけでなく、省電力も目的としているため、常用での使用を想定した整備とすること。 ・コージェネレーションシステムの排熱は空調（冷房・暖房共）に利用することとする。
18		31	イ 電気設備計画 (ケ) 搬送設備	・乗用15人乗り以上（ストレッチャー対応） 1台 ・乗用15人乗り以上 2台 ・人荷共用積載荷重2,000kg以上 1台	・乗用15人乗り以上（ストレッチャー対応） 1基 ・乗用15人乗り以上 2基 ・人荷共用積載荷重2,000kg以上 1基
19		32	ウ 空調設備計画 (ア) 共通事項	b 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。	b 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。なお、コージェネレーションシステムの排熱を冷房、暖房ともに利用できる空調システムにすることは必須とする。
20		34	エ 給排水衛生設備計画 (オ) 衛生器具設備	e オストメイトのための設備を設けたバリアフリースイレを各階（会葬者の利用しない階を除く）に1つ以上設置すること。 f 介護ベッド（長さ150cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるもの）を設けたバリアフリースイレを各階（会葬者の利用しない階を除く）に1つ以上設置すること。なお、機能分散を目的とし、オストメイトのための設備を設けたバリアフリースイレとは別で整備すること。 g 各トイレ（バリアフリースイレを含む）にハンドドライヤーを1つ以上設置すること。 h 各ブース内にL字型手すりを設けること。	e 各トイレにハンドドライヤーを1つ以上設置すること。 f 各ブース内にL字型手すりを設けること。 g 「バリアフリースイレ」は各階（会葬者の利用しない階を除く）2か所以上設置し、そのすべてに オストメイト用設備を設けること。 h 「男女共用で利用できる広めの トイレ 」を各階（会葬者の利用しない階を除く）2か所以上設置し、そのすべてに オストメイト用設備を設けること。 i 「バリアフリースイレ」及び「男女共用で利用できる広めのトイレ」については、利用者に配慮し、できる限り1か所に集中させず、分散して配置すること。 j 介護ベッド（長さ150cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるもの）を設けた「バリアフリースイレ」を各階（会葬者の利用しない階を除く）に1つ以上設置すること。
21		45	表2-34 柩運搬車	数量 26台（内予備2台）	事業者の提案による
22		46	ケ 電気・計装設備 (イ) 機器仕様	将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。	削除
23		50	シ 動物冷凍庫	記載なし	庫内に臭いが染みつかないよう防臭対策を行うこと。

通番	資料	元の頁	項目名	修正前	修正後
24	要求 水準書 (案)	60	(4) 実施体制	なお、監理技術者及び専門別の担当者（昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、構造の担当者は、躯体工事完了まで専任かつ常駐して業務を行えばよいものとする。	なお、専門別の担当者は複数の分野について兼務することができない。また、監理技術者及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、火葬炉設備担当者は、躯体工事以降について専任かつ常駐して業務を行い、土木担当者は擁壁・水路・道路舗装に関する業務を行う期間について専任かつ常駐を要するものとする。 電気設備、機械設備、昇降機設備及び土木の担当者については建設業務を行う構成員から選任せずとも、建設業務を行う構成員の一次下請け企業から選任しても良いものとする。
25		68	(5) 報告事項 ア 解体・撤去設計業務計画書	事業者は、「解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務」の着手30日前に解体・撤去設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。解体・撤去設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。	事業者は、契約締結後14日以内に解体・撤去設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。解体・撤去設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。
26		74	表6-1 解体対象施設の概要 外構	記載なし	地下埋設油タンク 一式 ・ 7,500ℓ、1本 ・ 9,500ℓ、3本 ・ 10,000ℓ、1本 ※詳細は「参考 d 地中障害物位置図」による。
27		77	(5) 報告事項 ア 仮設管理事務所設計業務計画書	事業者は、「仮設管理事務所に係る事前調査等及びその関連業務」の着手30日前に仮設管理事務所設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。仮設管理事務所設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。	事業者は、契約締結後14日以内に仮設管理事務所設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。仮設管理事務所設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。
28		78	(5) 報告事項 オ 仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書	事業者は、「仮設管理事務所設置工事着手前業務」の着手前に仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。	事業者は、「仮設管理事務所設置工事着手前業務」の着手30日前までに 仮設管理事務所設置・撤去工事業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。
29		84	(6) 備品設置業務	以下に示す備品を設置または移設すること。	以下に示す備品を設置及び移設すること。
30		84	(6) 備品設置業務	ロッカー 6人分 （幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm）	ロッカー 6台 （幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm）
31	別紙02	86	(4) 実施体制	なお、監理技術者及び専門別の担当者（昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、構造の担当者は、躯体工事完了まで専任かつ常駐して業務を行えばよいものとする。また、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者または機械設備担当者と兼ねることができるものとする。	なお、管理技術者（工事監理）及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。また、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者または機械設備担当者と兼ねることができるものとする。なお、火葬炉設備担当者は、躯体工事以降について専任かつ常駐して業務を行い、土木担当者は擁壁・水路・道路舗装に関する業務を行う期間について専任かつ常駐を要するものとする。
32		5	■愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等	名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（名古屋市住宅都市局、緑政土木局）	名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（名古屋市住宅都市局、緑政土木局）
33		5	2 業務計画書の提出	既存施設の解体・撤去等業務：業務の着手30日前まで 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務：業務の着手30日前まで	既存施設の解体・撤去等業務 ①解体・撤去設計業務：契約締結後14日以内に ②解体・撤去工事業務：業務の着手30日前まで 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務 ①仮設管理事務所設計業務：契約締結後14日以内に ②仮設管理事務所設置・撤去工事業務：業務の着手30日前まで

通番	資料	元の頁	項目名	修正前	修正後
34	別紙03	8	時期 既存施設の解体・撤去 等業務（建設）の着手前	市 （事業者が申請者である場合は、事業者から提示を受ける）	市 （事業者が申請者である場合は、事業者から提出を受ける）
35		9	時期 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務（建設）の着手前	市 （事業者が申請者である場合は、事業者から提示を受ける）	市 （事業者が申請者である場合は、事業者から提出を受ける）
36	別紙04	2	（４）生産物賠償責任 保険（類似の機能を有する共済等を含む）	工事の完成引渡し後、工事目的物の契約不適合、欠陥に起因して派生した 第三者（市及びその職員、会葬者・施設見学者・斎場関連業者、維持管理・運営・修繕等業務にあたる職員・作業員、周辺住民等を含む。）に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。	工事の完成引渡し後、工事目的物の契約不適合、欠陥に起因して派生した 第三者（市及びその職員、会葬者・施設見学者・葬祭業者、事業者職員・作業員、周辺住民等を含む。）に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。
37	別紙06	1	共通事項	火葬炉室は、柩運搬車、炉内台車運搬車及び炉内台車の格納スペース並びに火葬の作業に必要な材料等を保管できるスペースなどを整備すること。	火葬炉室は、柩運搬車、炉内台車運搬車及び炉内台車の格納スペース並びに火葬の作業に必要な材料等を保管できるスペースなどを整備すること。 ただし、提案により、他の諸室との一体化も可とする。
38		1	動物霊安室	記載なし	動物等の臭いを適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講じること。
39		2	待合室	記載なし	可動間仕切りにより隣室と併用できる部屋を1室設けること。なお、可動間仕切りは、遮音性に優れたものとする。
40		3	トイレ	・男子、女子、バリアフリースイレ別に必要数を整備すること。 ・各男女トイレ1か所につき最低1個以上は掃除流しを設けること。 ・各男女トイレ1か所につき最低1個以上はオストメイトを設けること。 ・各男女トイレのブースの内1か所は車いすでも使用できるスペースを確保すること。	・男子、女子、男女共用で利用できる広めのトイレ、バリアフリースイレ別に必要数を整備すること。 ・各男女トイレ1か所につき最低1個以上は掃除流しを設けること。ただし、男女トイレが近接する場合は男女トイレ1か所につき最低1個以上でも良いものとする。 ・「男女共用で利用できる広めのトイレ」にはオストメイトを設けること。
41		4	中央監視室	管理部門に記載	火葬部門に記載
42		-	中央監視室、会議室、職員更衣室、職員控室、業者控室、倉庫	1階又は2階	提案
43	別紙07	2	待合室	45 スリッパ	削除
44		3	中央監視室	管理部門に記載	火葬部門に記載
45		4	その他	記載なし	獣し棟用仮設管理事務所 受付カウンター 一台 衝立 一台 受付から事務スペースが見えない大きさ ・数とすること 更衣ロッカー 6台 幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm IHコンロ 1台 2口
46		-	土壤汚染状況	記載なし	資料追加
47	参考d	1	地下埋設油タンク	記載なし	図示
48	参考j	1	P C B分析調査結果	資料なし	資料追加
49	参考k	1	用途地域等変更計画図	資料なし	資料追加